

実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	西多賀	H25.3（実質化R3.3）	R5.4（10回目）

1. 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	82.7ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	49.6ha
③ 地区内における <u>75歳以上</u> の農業者の耕作面積の合計	6.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2ha
④ 地区内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	5.1ha
備考（アンケート等で把握した地区の現状）	
・ 中間管理機構の活用意向（担い手）：約4割	
・ 中間管理機構の活用意向（出し手）：約5割	
・ 基盤整備の実施意向：特段なし	
・ 地域の特産としている作物：枝豆、雪菜、ブロッコリー	
・ 有害鳥獣防止対策：一部電気柵、罠の設置	

2. 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積と、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が均衡しており、適切なマッチングを進める。
①飛び地や他人の農地を通らなければいけない条件の悪い農地は受け手がおらず、地権者が草刈りするといつても実際は出来ない場合がある。
②畠は人手がかかるため、出し手があっても引き受け手がなかなかいない。
③担い手に集積しても、担い手の作業量には限界があるため、草刈りやため池・用排水路の維持管理まで出来ない。一方、地権者の高齢化により共同作業の負担が大きくなっている。
④次世代を担う親元就農者が規模拡大を希望しても地域内の条件の良い農地は限られているため規模拡大が進まない。
⑤ハクビシンやタヌキ、キツネなど、有害鳥獣の被害が多くなってきた。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・(農)三和ファームを中心に集積する。
- ・畑や畠利用が可能な未整備の水田については、認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田13筆 2.1ha、畠21筆 1.3haとなっている。

中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

鳥獣被害防止対策の取組方針

今後の被害の状況に応じ、小動物に対応した鳥獣被害防止対策を検討する。

5. 地域課題に対する対応方針

①条件の悪い農地は受け手がおらず、地権者が保全管理をできない場合がある。

畠作地への転換など、農地の条件にあった利用方法を検討するとともに、市街地近郊の立地条件を生かして、レクリエーション農園（貸農園）等への誘導を図る。

②畠は受け手がいない。

引き受け手がいない畠については、市街地近郊の立地条件を生かしてレクリエーション農園（貸農園）への誘導を図る。

③担い手に集積しても、草刈りやため池・用排水路の維持管理までできない一方で、高齢化で地権者の共同作業にも限界がある。

ため池・用排水路の維持管理は、地域の農地保全に必要な取組であるとの理解を求め、地権者の次の世代の参画を促しながら、地域において共同で行い、草刈りについても可能な限り地権者の参画を促す。

④親元就農者の地区内の規模拡大が難しい。

中間管理事業等の事業説明をしっかり行い、農地の出し手はできるだけ中間管理事業を利用し、親元就農者へのマッチングを図る。

⑤有害鳥獣の被害が多くなってきた。

小動物が好む農作物の栽培の際には個々に対策を講じるとともに、耕作放棄地の発生を防ぐ。